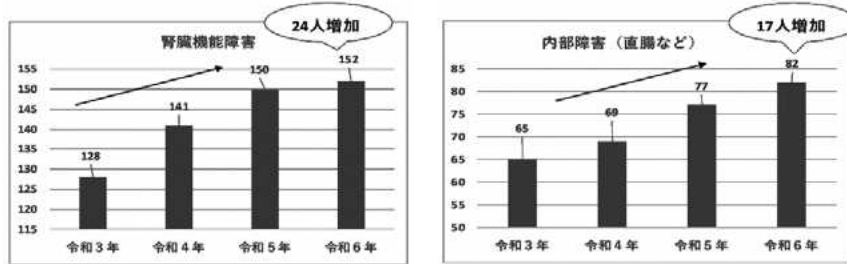


注意！人工透析・人工肛門が、増えています！



※ R3～R4年は4月1日、R6年は1月1日現在

予防しよう！

※人工透析・人工肛門は、日常生活の制限を余儀なくされます

- 人工透析の主な原因は「**高血圧や高血糖が長く続くことによって腎臓の機能が低下した**」ことが大半です
- 健診を受けて、自分に高血圧や高血糖がないか、またそれによって腎臓の機能はどのレベルか確認しよう
 - 腎臓に影響しないよう、**高血圧や高血糖があったらしっかり治療しよう**
 - 腎臓に影響がでていないか、症状がなくても時々、**尿検査や血液検査を受けて確認しよう**
 - また健診を受けて**大腸癌検査や体調の変化を確認しよう**

「腎臓の機能はどのレベル？」

eGFR：腎臓の糸球体が1分間にどのくらいの量の血液をろ過し、尿をつくれるかを示す値

※ eGFRが90であれば腎臓は約90%働いており、eGFRが50であれば腎臓は約50%しか働いていないことを示します

eGFR 値	
90 以上	正常または高値
60～89	正常または軽度低下
45～59	軽度～中等度低下
30～44	中等度～高度低下
15～29	高度低下
15未満	末期腎不全

eGFR5～10までおちると透析が必要

eGFRは住民検診等で確認できます！

問 障がい福祉課 ☎ 73-1975

市・県民税の申告はお早めに！！

申告期間：令和6年2月1日(木)～3月15日(金)

●申告が必要な方

- ・給与以外に営業、農業、漁業、畜産、不動産、配当など所得があった方
- ・年末調整をしていない方
- ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- ・扶養親族や社会保険料など控除の追加がある方
- ・遺族年金や障害年金のみを受給していた方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・県営、市営団地居住者で、令和6年10月1日現在16歳以上になる方
- ・収入がなかった方

(申告義務はありませんが、申告しないと国民健康保険料、介護保険料に影響することがあり、また所得課税証明書等が発行できないため、申告をおすすめしています)

●申告の必要がない方

- ・税務署で確定申告をされる方
- ・収入が給与のみで、勤務先が市役所へ「年末調整された」給与支払報告書を提出された方 (年末調整がされていない、勤務先が市役所へ給与支払報告書を提出していない場合は、申告が必要です)
- ・収入が公的年金のみで、148万円以下の方 (ただし、別途所得がある場合は、申告が必要です)
- ・生活保護受給者 (ただし、所得がある場合は申告が必要です)

●申告に必要なもの

○完成された申告用紙 (未記入や未完成の申告用紙をお持ちの場合は、下記の○に該当する書類をお持ちください。)

○収入を証明できるもの

- ・給与、年金の方 : 源泉徴収票または給与支払者の証明書など
- ・事業所得の方 : 帳簿や各種領収書などの収入や必要経費が確認できるもの

○所得から控除できる金額が確認できるもの (以下、一例です)

- ・保険料控除を受ける方: 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書や支払証明書

- ・医療費控除を受ける方: 自身で記入した医療費控除の明細書 (内訳書)

- ・障害者控除を受ける方: 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

- ・寄附金控除を受ける方: 寄附金の領収書

※総合庁舎および各申告会場で申告が難しい場合、郵送での提出を推奨しています。

※対象地区は目安ですので、3月15日(金)までの実施日内のご都合の良い日程において、対応する申告会場にお越しください。

※感染症等対策のため、マスクの着用をお願いします。また、発熱(37.5℃以上)時の来庁はお控えいただくようお願いします。

1月下旬以降、順次申告書を発送します。

申告が必要な方で申告用紙が届いていない方は税務課市民税係(☎72-3751)までお問い合わせください。

令和6年度市・県民税申告受付日程表 場所: 宮古島市役所総合庁舎(2月15日以降)および各申告会場

実施日	夜間/休日	対象地区	場所	受付時間	実施日	夜間/休日	対象地区	場所	受付時間	
2月1日(木)		城辺地区	城辺庁舎	【午前】 9:00~11:45 【午後】 13:00~17:00	3月1日(金)		全地区	宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー	【午前】 9:00~11:45 【午後】 13:00~17:00 【夜間窓口】 22:20~3:35 3:8~3:14 17:30~19:30 【休日窓口】 2:18~3:10 9:00~15:00	
2月2日(金)		城辺地区	城辺庁舎		3月4日(月)					
2月5日(月)		下地地区	下地保健センター		3月5日(火)	夜間窓口実施				
2月6日(火)		下地地区	下地保健センター		3月6日(水)					
2月7日(水)		伊良部地区	伊良部公民館 (伊良部中・伊良部)		3月7日(木)					
2月8日(木)		伊良部地区	伊良部地区		3月8日(金)	夜間窓口実施				
2月9日(金)		上野地区	上野庁舎		3月10日(日)	休日窓口実施				
2月13日(火)		上野地区	上野庁舎		3月11日(月)					
2月14日(水)		準備日(受付中止)			3月12日(火)					
2月15日(木)		全地区	宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー		【午前】 9:00~11:45	3月13日(水)				
2月16日(金)					【午後】 13:00~17:00	3月14日(木)				夜間窓口実施
2月18日(日)	休日窓口実施			【夜間窓口】 22:20~3:35 3:8~3:14 17:30~19:30 【休日窓口】 2:18~3:10 9:00~15:00	3月15日(金)					
2月19日(月)					【夜間窓口】 22:20~3:35 3:8~3:14 17:30~19:30					
2月20日(火)					【休日窓口】 2:18~3:10 9:00~15:00					
2月21日(水)	夜間窓口実施									
2月22日(木)										
2月26日(月)										
2月27日(火)										
2月28日(水)										
2月29日(木)	夜間窓口実施									

※対象地区は目安ですので、ご都合の良い日程において実施日に対応する申告場所にお越しください。

ご予約等は不要です。

※平日お忙しい方は、下記の通り休日・夜間申告をご利用ください。

休日申告	夜間申告
2月18日(日)、3月10日(日)	2月21日(水)、2月29日(木)、 3月5日(火)、3月9日(金)、3月14日(木)
会場: 宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー 受付時間: 9:00~15:00	会場: 宮古島市役所総合庁舎 1階ロビー 受付時間: 17:30~19:30

問 税務課市民税係 ☎ 72-3751

個人事業者のみなさまへ

令和5年分において、課税事業者となる方は(①~④)、消費税及び地方消費税の確定申告を行う必要があります。

- 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- 令和3年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和4年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ①、②に該当しない場合で、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- インボイス発行事業者の登録を受けている事業者

令和5年分
消費税及び地方消費税の

> 申告・納付期限は
令和6年4月1日(月)

> 振替納税の振替日は
令和6年4月30日(火)

国税庁ホームページから確定申告(e-Tax)



◀e-Taxに関する情報は、上記QRコードから▶

